

生き生きと働き続けたい

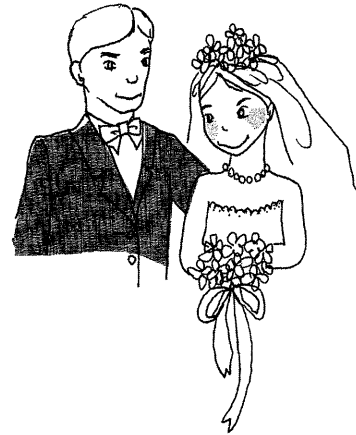
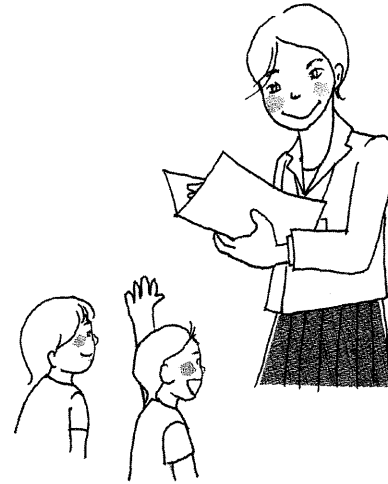
働く

◆年次有給休暇

すべての教職員

◆生理休暇

1回の生理につき2~3日
(電話で伝えるだけでもOK)



結婚

◆結婚休暇

結婚生活に入るための諸行事をおこなうために5~7日の休暇

妊娠

◆通院休暇

妊娠中および産後1年以内に、保健指導・検診審査を受けるための休暇

◆通勤緩和休暇

妊娠中、母体の健康維持をはかるために、一日1時間以内の勤務時間の繰り上げ・繰り下げができる



出産

◆出産休暇

労基法では産前6週(多胎児14週)、産後8週。2週間の加算があります。

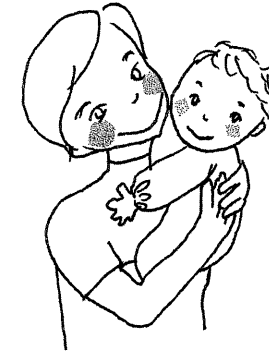
◆出産補助休暇

配偶者の出産にあたり、夫である男性教職員に2~3日の範囲で認められる

病気

◆病気休暇

病気休暇は、90日まで有給で取得可。



子育て

◆育児休業

子どもが3歳に達する日まで取得可能(男性も可)

◆子育て休暇

子ども1人の場合7日、2人以上は10日取得可。子どものけがや病気の看護、学校行事が対象。

介護

◆介護休暇

病気、負傷、老齢などにより2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をおこなうための休暇。1つの継続する状態ごとに6月の期間内
※範囲/配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、事実上の父母や子



一人で悩まず、仲間に相談を
職場のいじめ、パワハラ、セクハラ

048 (824) 2511 埼玉県教職員組合
048 (822) 7421 埼玉県高等学校教職員組合